

区内の河川護岸（堤防）に隣接して建築物を 建てる場合の取扱いについて

東京都建設局河川部
平成8年4月1日付
7建河管第2119号

- 1 官有地、民有地を問わず河川区域内の建築は、許可されません。
- 2 河川区域は、基本的に官民境界としますが、境界が堤防内（護岸内）にある場合には、地中内の堤防基礎までが河川区域です。
- 3 堤防（護岸）に影響を及ぼすと思われる建築物（大規模建築物、地下室のある建築物）や堤防（護岸）基礎際に基礎杭、矢板等の打ち込みを計画している建築物については、民地内であっても、試掘等による堤防法尻基礎部の確認を行い、基礎部を避けて影響を与えないよう施工してください。
- 4 大規模建築物、地下室のある建築物等を施工する場合で、河川管理施設である堤防に影響が予想される場合は、事前に都市整備課都市整備・河川担当と協議し、必要に応じて施工前、施工後に堤防（護岸）等の変状調査を行ってください。
- 5 建築工事が原因となり堤防（護岸）等の河川管理施設に損傷を与えたときは、損害賠償の責任が生じます。建築人の費用をもって、河川管理者の指示どおりに復旧することになります。
- 6 河川区域内の建物設置は原則として認められないので、堤体内（護岸内）に民地と国有地の境界がある場合で、民地内にある護岸上空に建築（オーバーハング）することについては、東京都建設局河川部指導調整課占用担当（TEL03-5320-5409）と協議してください。

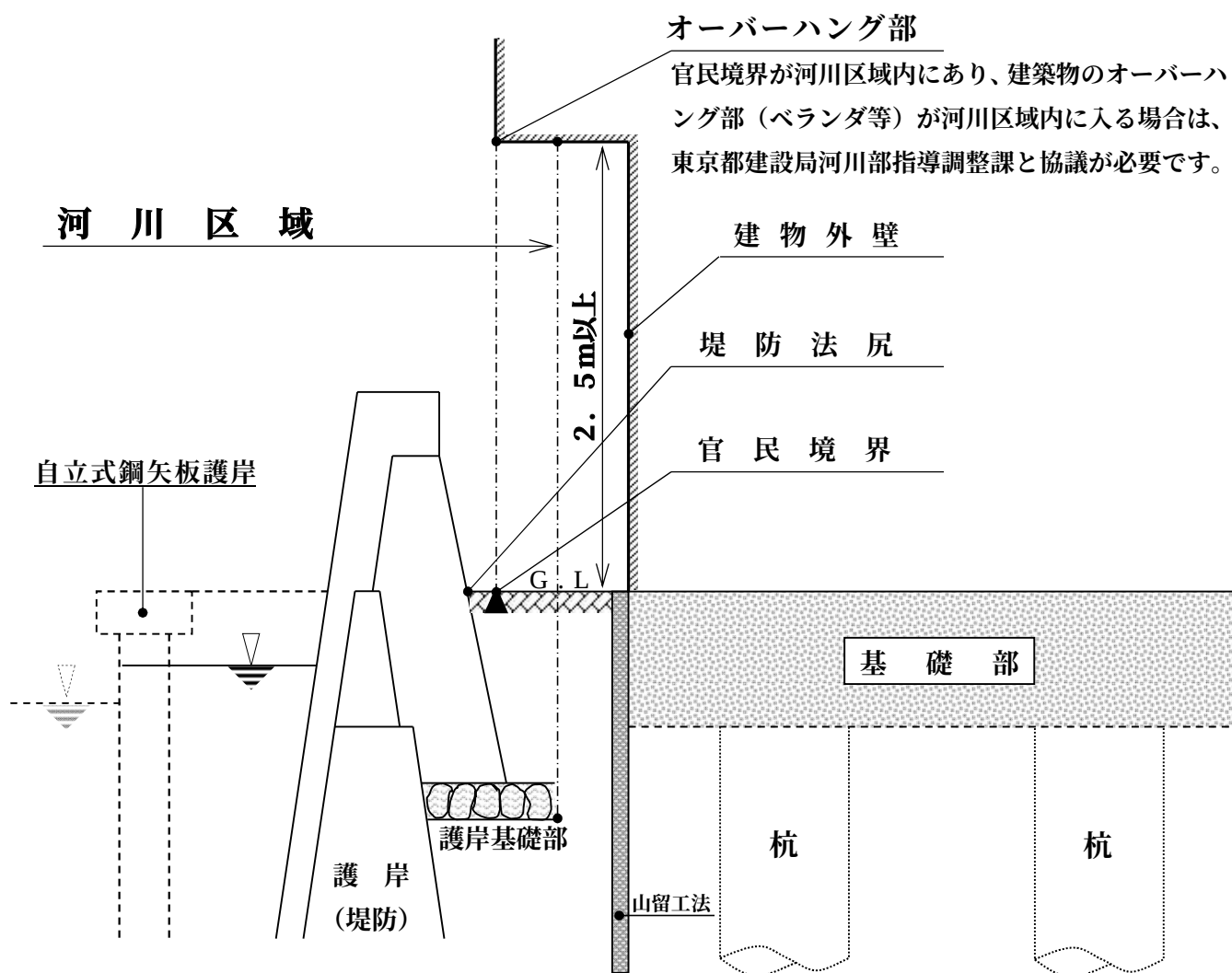
【河川保全区域について】

荒川、隅田川、旧中川、旧綾瀬川には河川保全区域がありますので、建築の際は、下記の河川管理者にお問合せください。

河川名	河川保全区域	お問合わせ先（電話番号）
荒 川	河川区域から 20m	国土交通省荒川下流河川事務所小名木川出張所 (TEL03-3681-6131)
隅 田 川	河川区域から 10m	東京都第五建設事務所管理課河川管理担当 (TEL03-3692-4356)
旧 中 川	河川区域から 20m	墨田区土木管理課占用・監察担当 (TEL03-5608-6282)
旧綾瀬川		

護岸際に建築物を建てる場合のお願い

断面図



※ 提出図面

下記の要領で図面を作成して、建築確認申請書に添付してください。

- 1 施工箇所の案内図
- 2 配置図 建物と堤防（護岸）までの距離、河川との官民境界線を表示してください。
- 3 立面図 建物と堤防（護岸）までの距離、河川との官民境界線の表示、上部階の位置等を表示してください。
- 4 断面図 建物と堤防の位置を明確に表示。地下室、基礎杭等を計画する場合は、その位置と杭の径、長さを表示してください。

【担当】 墨田区都市整備課都市整備・河川担当

TEL03-5608-6294